

議第59号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次の1項を加える。

令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 作 物	占用面積1平方メートルにつき 1年	4,400	2,200
-----------------------------	----------------------	-------	-------

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に改め、同表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に改め、同表令第7条第10号に掲げる器具の項中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の徴収の対象となる占用物件に、太陽光発電設備等を加える等の必要があるので提案する。